

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準

平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号
改正 平成 19 年 3 月 28 日機構規程第 163 号の 2
平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 44 号
平成 29 年 3 月 30 日機構規程第 87 号
平成 29 年 3 月 31 日機構規程第 103 号
平成 30 年 3 月 30 日機構規程第 54 号
平成 31 年 3 月 29 日機構規程第 92 号
令和 2 年 3 月 31 日機構規程第 56 号
令和 3 年 3 月 25 日機構規程第 82 号
令和 3 年 4 月 1 日機構規程第 2 号
令和 4 年 3 月 28 日機構規定第 105 号

(通則)

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 17 条第 2 項に基づき実施する都市鉄道利便増進事業費補助（以下「補助金」という。）の繰り入れは、機構法及び同法施行令（平成 15 年政令第 293 号。）並びに都市鉄道等利便増進法（平成 17 年法律第 41 号。以下「法」という。）、同法施行令（平成 17 年政令第 221 号）、同法施行規則（平成 17 年国土交通省令第 82 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この繰入基準は、都市鉄道利便増進事業（法第 2 条第 6 号に規定する都市鉄道利便増進事業をいう。以下同じ。）を適切に実施するため、助成勘定から建設勘定に対して繰り入れする補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、補助金の繰り入れその他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 3 条 対象事業の要件は、次のとおりとする。

- 1 法第 5 条第 4 項の規定による国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けた速達性向上計画又は法第 14 条第 11 項の規定による大臣の認定を受けた交通結節機能高度化計画に基づく施設の整備であり、法に規定する速達性向上事業又

は駅施設利用円滑化事業として行われるものであること。

- 2 施設の整備を行う者が整備に要する費用の全額を無利子貸付（5年据置後10年償還）で調達すると仮定した場合又は国が整備に要する費用の5分の1（地方公共団体も同額）を補助すると仮定した場合のいずれにおいても、営業開始後30年以内に累積黒字転換しないと認められるものであること。

（交付の対象等）

第4条 補助対象経費は、前条に定める事業の施設の整備に係る経費とし、以下に掲げる施設の整備に必要な本工事費（都市鉄道施設（法第2条第3号に規定する都市鉄道施設をいう。以下同じ。）又は駅施設（法第2条第4号に規定する駅施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良に要する費用）、附帯工事費（工事用建物の建設若しくは工事用機械の調達又は測量、調査、試験、設計若しくは事務に要する費用）及び用地費とする。

一 速達性向上事業

- (1) 既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設
- (2) 複数の路線の間を連絡するために必要となる都市鉄道施設の整備（(1)に掲げるものを除く。）
- (3) 列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備

二 駅施設利用円滑化事業

- (1) 既存の駅施設（当該駅施設及びこれと一体として利用されている駅施設における1日当たりの平均的な旅客の乗降及び乗継ぎの数が15万人以上であるものに限る。）における乗降又は乗継ぎを円滑にするためのプラットホーム、改札口又は通路の整備
- (2) (1)の整備と一体的に行う自動車駐車場又は自転車駐車場の整備
- (3) 鉄道線路の配置の変更その他の(1)又は(2)の整備に併せて行われる鉄道施設の変更

- 2 理事長は、補助金を財源として、都市鉄道利便増進事業に要する経費の一部を、鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）に対して助成勘定から建設勘定への繰り入れを行う。
- 3 建設勘定に繰り入れる補助金の額は、地方公共団体が補助する額と同額とし、かつ補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とする。
- 4 別表に定める事業については、同表に定める年数に分割して補助金の繰り入れを行う。この場合においては、前項の規定にかかわらず、補助金の総額は、地方公共団体が補助する額の総額と同額とし、かつ、補助対象経費に同表に定める率を乗じて得た額以内とする。

（補助金の繰り入れ申請）

第5条 副理事長は、建設勘定への補助金の繰り入れを受けようとするときは、第1号様式による補助金繰入申請書に第2号様式による実施計画書を添付して、理事長に提出するものとする。

(補助金の繰り入れ決定及び通知)

第 6 条 理事長は、前条の規定による補助金繰入申請書の提出があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ、補助金の繰り入れ決定を行い、第 3 号様式による補助金繰入決定通知書(増(減)額の交付決定にあつては第 3 号の 2 様式による補助金繰入決定通知書)を副理事長に通知するものとする。

ただし、別表に定める事業の補助第 2 年度以降の補助金については、繰入決定にあわせてその額の確定を行い、第 13 号様式による繰入決定及び額の確定通知書を副理事長に通知するものとする。

2 理事長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第 7 条 副理事長は、繰り入れ決定の内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金の繰り入れの申請を取り下げようとするときは、理事長が指定する期日までにその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(計画変更)

第 8 条 副理事長は、次の各号に該当するときは、第 4 号様式による変更承認申請書に第 2 号様式による実施計画変更書を添付して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、申請書には事由書を添付するものとする。

(1) 補助金の繰り入れ決定を受けた後に額を変更しようとするとき。ただし、都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱(平成 17 年 8 月 16 日国鉄都第 20-4 号、以下「交付要綱」という。)第 8 条ただし書の規定に基づき大臣が定める軽微な変更を除く。

(2) 補助金の繰り入れ決定を受けた後に事情の変更による特別の事由が生じたため、当該事業を中止、又は廃止しようとするとき。

2 理事長は、第 2 号様式による実施計画書の変更の申請があったときは、その内容を審査し、所要の手続きのうえ、承認し、第 5 号様式による承認書を副理事長に通知するものとする。

3 副理事長は、第 1 項第 1 号ただし書による軽微な変更を行ったときは、第 6 号様式による変更届に、第 2 号様式による実施計画変更書を添付して理事長に届け出なければならない。

(状況報告)

第 9 条 副理事長は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施状況について、毎会計年度第 2 四半期終了後、及び理事長からの要求があったときは速やかに、第 7 号様式による補助事業実施状況報告書を理事長に提出しなければならない。

2 副理事長は、補助事業が年度内に完了しない見込であるときは、第 7 号様式に

よる補助事業実施状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに理事長に提出するものとする。

- 3 副理事長は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、第7号様式による補助事業実施状況報告書にその理由を付して速やかに理事長へ提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 副理事長は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、第8号様式による補助事業完了実績報告書を理事長に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月20日までに、第9号様式による補助事業年度終了実績報告書を理事長に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 理事長は、前条本文に定める補助事業完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、所要の手続きのうえ、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による補助金の額の確定通知書により副理事長に通知するものとする。

(利益の繰入)

第12条 副理事長は、補助の対象施設の営業開始後、自ら調達した資金（当該施設の整備に要した費用のうち国及び地方公共団体からの補助金を除く。）の回収後において、補助事業により整備された都市鉄道施設又は駅施設の営業を行う者から支払われる当該施設の使用料によって毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、翌事業年度において当該利益の額の3分の1に相当する金額を、理事長から繰り入れを受けた補助金の総額に相当する額に達するまで、建設勘定から助成勘定に繰り入れするものとする。

- 2 副理事長は、補助の対象である施設の営業が開始された翌年度から、理事長から繰り入れを受けた補助金の総額に相当する額を建設勘定から助成勘定に繰り入れするまでの間、毎年6月末までに、副理事長から第11号様式の報告による利益額計算書を理事長に提出するものとする。ただし、理事長から繰り入れを受けた補助金の総額に相当する額を建設勘定から助成勘定に繰り入れしたときは、この限りではない。

(利益の額の計算)

第13条 前条第1項の利益の額は、収益から費用を控除した残額とする。

- 2 前項の収益は、営業収益及び営業外収益（特別利益又は繰越利益金を含み、国及び地方公共団体からの補助金を除く。）について理事長が査定した額の合計額とする。
- 3 第1項の費用は、営業費用（法人税、都道府県民税その他の諸税を含む。）及び営業外費用（特別損失又は繰越欠損金を含む。）について理事長が査定した額の合

計額とする。

- 4 都市鉄道利便増進事業と兼営する他の事業に関連する収益及び費用の都市鉄道利便増進事業への配賦は、鉄道事業会計規則（昭和 62 年運輸省令第 7 号）第 20 条の規定に準じて取り扱うものとし、同条に定めのないものは、理事長が査定したところによる。

（補助金の概算繰り入れの請求）

- 第 14 条 副理事長は、補助金の概算繰り入れを受けようとするときは、第 12 号様式による請求書を理事長に提出するものとする。

（補助金の整理）

- 第 15 条 副理事長は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておくものとする。
- 2 副理事長は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整備して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しておくものとする。

（取得財産等の整理）

- 第 16 条 副理事長は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう、整理しておくものとする。

（帳簿等の保存）

- 第 17 条 副理事長は、次の各号に掲げる帳簿等を、大臣が交付要綱第 17 条において定める期間、保存しておくものとする。
- (1) 第 15 条第 1 項及び第 16 条に規定する帳簿
 - (2) 取得財産等の得喪に関する書類
 - (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

- 第 18 条 副理事長は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

（取得財産等の処分の制限）

- 第 19 条 副理事長は、取得財産等（適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により大臣が定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、大臣が交付要綱第 19 条において定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

別表

対象事業	事業年度	分割年数	率							
			補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度		
都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業（平成29年度から令和4年度（同年度の繰越し事業を含む。）までの事業に限る。）	平成29年度	6年	609.3888 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	
	平成30年度	6年	812.4744 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	
	令和1年度	5年	704.6226 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700		
	令和2年度	4年	797.8869 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700				
	令和3年度	3年	746.6679 /2700	76.66605 /2700	76.66605 /2700					
	令和4年度	2年	737.7894 /2700	162.21060 /2700						

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度（以下「繰入決定年度」という。）内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。

ただし、平成28年度事業の繰り越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。

附 則

この繰入基準は、平成17年8月16日から適用する。

附 則（平成19年3月28日機構規程第163—2号）

- この繰入基準の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 前項に規定する日前に繰入決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月18日機構規程第44号）

この繰入基準の一部改正は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則（平成29年3月30日機構規程第87号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日機構規程第103号）

この繰入基準の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日機構規程第54号）

この繰入基準の一部改正は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成31年3月29日機構規程第92号）

この繰入基準の一部改正は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日機構規程第 56 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日機構規程第 82 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日機構規程第 2 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日機構規程第 105 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

(第1号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

都市鉄道利便増進事業費補助金繰入申請書

年度における都市鉄道利便増進事業に係る都市鉄道利便増進事業費補助金 円
を繰り入れされるよう独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助
繰入基準第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

年度の補助事業に関しては、第2号様式の 年度補助事業実施計画書中の当該年度の
欄に記載のとおり。

3 添付書類

都市鉄道等利便増進法の認定を受けた計画（写し）

注（1）別表に定める事業の補助第1年度の繰入申請においては、1～3に加えて、補助第2
年度以降の補助金額（予定）を記載すること。

補助第2年度 国 円

補助第3年度 国 円

以降最終年度まで記載

（2）別表に定める事業の補助第2年度以降の繰入申請においては、1～3にかかわら
ず補助対象経費及び補助金の金額のみを記載すること。

・補助対象経費 年度の補助事業 円

・補助金の金額

補助第1年度（実績） 国 円

補助第2年度 国 円

補助第3年度（予定） 国 円

以降最終年度まで記載

(第2号様式)

年度補助事業実施計画（変更）書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位：円)

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	年度まで (実績)	年度	年度以降		
合計						

(注) 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。

2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

3 その他必要な書類を添付すること。

4 別表に定める事業の補助第2年度以降の補助金については、繰入申請書に添付不要。

(第 2 号様式―別添)

年度補助事業実施計画経費積算書

(単位：円)

費目	内容	積算内訳

(第3号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度都市鉄道利便増進事業費補助金繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度都市鉄道利便増進事業費補助金
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準
(平成17年12月21日機構規程第56号。以下「繰入基準」という。)第6条の規定により下記の
とおり繰り入れすることに決定したので通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の繰り入れの条件は、次のとおりとする。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第293号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び繰入基準の定めるところによる。
 - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を国に返還すべき場合が生じたときは、理事長が指定する期日までに返還するものとする。
 - (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。)は、補助事業完了後においても、大臣が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 この補助金の繰入決定の内容又は条件に不服がある場合には、繰入基準第7条の規定による申請の取り下げをできる期間は 年 月 日とする。

(第3号様式の2)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度都市鉄道利便増進事業費補助金増（減）額繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度都市鉄道利便増進事業費補助金
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準
（平成17年12月21日機構規程第56号。以下「繰入基準」という。）第6条の規定により下記の
とおり増（減）額を繰り入れすることに決定したので通知する。

記

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円

2 補助金の繰り入れの条件は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び繰入基準の定めるところによる。
 - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を国に返還すべき場合が生じたときは、理事長が指定する期日までに返還するものとする。
 - (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。）は、補助事業完了後においても、大臣が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 この補助金の繰入決定の内容又は条件に不服がある場合には、繰入基準第7条の規定による申請の取り下げをできる期間は 年 月 日とする。

(第4号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

補助事業実施計画変更承認申請書

年度における都市鉄道利便増進事業費補助事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類) 年度補助事業実施計画変更書

(第 5 号様式)

番 号

承認書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度補助事業実施計画
の変更については、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

(第 6 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

補助事業実施計画変更届

年度における都市鉄道利便増進事業費補助事業について、別紙のとおり計画を変更したの
でお届けします。

(添付書類) 年度補助事業実施計画変更書

(第 7 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

補助事業実施状況報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号、以下「繰入基準」という。）の規定に基づき理事長代理から通知があった補助事業の実施状況について、繰入基準第 9 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)	年度補助事業実施状況表（第 7-2 号様式）
又は	
(別紙)	年度補助事業実施状況表（第 7-3 号様式）
又は	
(別紙)	年度補助事業実施状況表（第 7-4 号様式）

(第7-2号様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

[illegible]

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第7-3号様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

費目	計画額 A	3 月末までの実績見込額 B	計画額との差額 A－B	計画額との差額の内訳			備考
				年度内に完了しない分	遂行が困難となった分	その他	
合計							

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第7-4号様式)

年度補助事業実施状況表

(単位：円)

費目	計画額 A	年 月 日までの実績見込額 B	計画額との差額 A-B	計画額との差額の内訳		備考
				遂行が困難となった分	その他	
合計						

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第 8 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

補助事業完了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号、以下「繰入基準」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の完了実績について、繰入基準第 10 条本文の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙 1) 年度補助事業完了実績表
(別紙 2) 年度都市鉄道利便増進事業費補助金精算調書

(第8号様式 別紙1)

年度補助事業完了実績表

(単位：円)

費目	本年度計画額 A	本年度実績額 B	計画額との差額 A-B	本年度実績の概要	備考
合計					

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第8号様式 別紙2)

年度都市鉄道利便増進事業費補助金精算調書

(単位：円)

費目	交付決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額との 差額 D	精算補助金 額 E	概算払受領 済額 F	差引補助金 未受領済額 (△返還) G=E－F	備考
合計								

- (注) 1 繰入基準第8条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
- 2 精算補助金額は計画額と実績額のいずれか低い額の1/3で計算した額を記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第 9 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

補助事業年度終了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号、以下「繰入基準」という。）第 6 条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の年度終了実績について、繰入基準第 10 条ただし書きの規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 年度補助事業年度終了実績表

(第9号様式 別紙)

年度補助事業年度終了実績表

(単位：円)

費目	計画額 A	実績額 B	計画額との 差額 A－B	進捗率 B/A（％）	今後の実績見込額		備考
					繰越額	その他	
合計							

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第 10 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

都市鉄道利便増進事業費補助金の繰入額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助事業の実施については、これを認定し、都市鉄道利便増進事業費補助金の繰入額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号）第 11 条の規定により通知する。

記

（１）確定補助金繰入額 円

（（２）返還すべき補助金の返還期日は 年 月 日とする。）

（注）上記かっこ書きは、必要に応じ、記載すること

(第 11 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度都市鉄道利便増進事業利益額計算書

標記について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入
基準第 12 条に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(第 11 号様式 別紙)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

都市鉄道利便増進事業利益額計算書

年度線			
収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業収益	円	営業費	円
鉄道線路使用料収入		運送費	
		厚生福利施設費	
		一般管理費	
		諸税	
		減価償却費	
計		計	
営業外収益		営業外費用	
受取利息		支払利息	
受取配当金		企業債利息	
固定資産売却益		固定資産売却損	
.....			
計		計	
合 計		合 計	

差引利益額

(第 12 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

都市鉄道利便増進事業費補助金概算繰入請求書

年 月 日付け 第 号で繰入決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準第 14 条の規定により請求します。

記

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 都市鉄道利便増進事業費補助金交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 円 |
| 3 | 概算払請求額算出基礎 | |

費目	計画額	建設等に要する 資金の額	概算払可能額	前回までの概算 払累計額	今回概算払予定 額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

(第 13 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度都市鉄道利便増進事業費補助金繰入決定及び繰入額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度都市鉄道利便増進事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準（平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号。以下「繰入基準」という。）第 6 条の規定により下記のとおり繰り入れすることに決定し、あわせてその額を確定したので通知する。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 2 補助金の繰り入れの条件は、次のとおりとする。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）及び同法施行令（平成 15 年政令第 293 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び繰入基準の定めるところによる。
 - (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により大臣が定める財産に限る。）は、補助事業完了後においても、大臣が定める期間は、理事長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 この補助金の繰入決定の内容又は条件に不服がある場合には、繰入基準第 7 条の規定による申請の取り下げをできる期間は 年 月 日とする。